

計 算 書 類

第19期

自 2025年4月1日

至 2026年3月31日

株式会社ミラクス

東京都豊島区西池袋1-18-2
藤久ビル西1号館7階

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	193,124	流動負債	64,027
現金及び預金	78,935	未払金	47,845
売掛金	78,069	未払費用	2,871
貸倒引当金	△674	未払法人税等	87
原材料・貯蔵品	274	未払消費税等	—
前払費用	11,377	前受金	20
立替金	1,235	返金負債	15
未収入金	730	仮受金	5,419
未収消費税等	23,136	預り金	2,160
未収還付法人税	39	賞与引当金	5,607
固定資産	462,826	固定負債	14,754
有形固定資産	1,849	退職給付引当金	5,596
建物	1,849	(長)資産除去債務	9,158
建物減損累計額	△219	関係会長期借入	—
器具及び備品	—		
(有)減損累計額	—		
無形固定資産	424,928	負債合計	78,782
ソフトウェア	75,610	(純資産の部)	
(無)減損累計額	△68,563	株主資本	
のれん	417,881	資本金	10,000
		資本準備金	—
投資その他の資産	36,048	その他資本剰余	1,056,939
敷金及び保証金	5,616	繰越利益剰余金	△264,771
繰延税金資産	30,431	自己株式	△225,000
		評価・換算差額等	
		新株予約権	
		純資産合計	577,167
資産合計	655,950	負債・純資産合計	655,950

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		712,022
売上原価		351,376
売上総利益		360,646
販売費および一般管理費		352,546
営業損益		8,100
営業外収益		1,262
受取利息	257	
雑収入	1,004	
営業外費用		750
支払利息	102	
雑損失	647	
経常利益		8,612
特別利益		
固定資産売却益		
資除債務戻入益	4,116	
特別損失		
固定資産売却損		
減損損失		
災害による損失		
その他		
税引前当期純損失		12,728
法人税、住民税及び事業税	81	
法人税等調整額	△15,608	
当期純利益		28,255

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1.重要な会社方針にかかる事項に関する注記

1-1.資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

関連会社株式

移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法

1-2. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア・・・定額法により5年で償却

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

1-3.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付の支払に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

1-4.収益及び費用の計上基準

当社は求職者を求人顧客へ紹介する人材紹介サービス、人材を顧客へ派遣する人材派遣サービス、ベビーシッティングの依頼に応じてベビーシッターを派遣するベビーシッターサービスを行っており人材紹介サービスは求職者が求人顧客への入社が確定した時点で収益を認識し、人材派遣サービスベビーシッターサービスは契約期間にわたって提供した役務に基づいて収益を認識しております。

1-5.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税については、長期前払費用とし5年間で均等償却を行っております。